

テキストページ	項目	改正施行日	旧	新
218	(3) 解約差益・償還差益に対する課税	—	全文	証券投資信託の解約差益・償還差益は、税務上、譲渡所得として取り扱われます。
314	配当所得に対する税金	平成21年4月1日	平成21年1月～平成22年12月末 <ul style="list-style-type: none"> ・100万円以下の部分は10%（所得税7%、住民税3%） ・100万円を超える部分は総合課税、または20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税 	～平成23年12月末 <ul style="list-style-type: none"> ・10%（所得税7%、住民税3%）を源泉徴収 ・課税方法は次の3種類 <ul style="list-style-type: none"> ・申告不要 ・申告分離課税（所得税7%、住民税3%） ・総合課税
			平成23年1月～ <ul style="list-style-type: none"> ・20%（所得税15%、住民税5%） 	平成24年1月～ <ul style="list-style-type: none"> ・20%（所得税15%、住民税5%）を源泉徴収 ・課税方法は次の3種類 <ul style="list-style-type: none"> ・申告不要 ・申告分離課税（所得税15%、住民税5%） ・総合課税 ・少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設予定
316	2－3株式等にかかる譲渡所得等に対する税金 (3) 上場株式等の特例	平成21年4月1日	平成21年1月～平成22年12月末 <ul style="list-style-type: none"> ・原則20%（所得税15%、住民税5%） ・特例措置として、その年中の上場株式等にかかる譲渡所得のうち500万円以下の部分は10%（所得税7%、住民税3%） 	～平成23年12月末 <ul style="list-style-type: none"> ・10%（所得税7%、住民税3%）
			平成23年1月～ <ul style="list-style-type: none"> ・20%（所得税15%、住民税5%） 	平成24年1月～ <ul style="list-style-type: none"> ・20%（所得税15%、住民税5%） ・少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設予定

※テキストページは2009年版に対応